

うるま市地域公共交通協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、うるま市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき、うるま市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

（職員等）

第 3 条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長は、うるま市都市政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、うるま市都市政策課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第 4 条 協議会の会長は、次に掲げる事項を事務局長に専決させることができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、保存その他文書に関し必要な事項はうるま市において定められる文書の取扱いに準ずる。

（公印の取扱い）

第 6 条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、ひな形、書体、形状、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

（委任）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	ひな形	書体	形状
うるま市地域公共交通協議会長之印	うるま市 地域公共 交通協議 会長之印	れい書	正方形

寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
24×24	会長名発信文書	1	事務局長